

## 無理なく安全に働くために必要なこと

労働安全衛生法第 68 条及び労働安全衛生規則 61 条では、病気をもつ労働者の就業について、次のような規定があります。

- ① 事業主は伝染病にかかった者や「心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがある者」の就業を禁止しなければならない。
- ② 就業を禁止しようとするときには、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

あなたの健康を守り、職場の人たちの不安をなくすために必要なことを考えましょう。

### 事業主や職場の人たちの心配や疑問への答え方と職場での理解・配慮

あなたの病気が感染するおそれがありますか

- 感染しない
- 感染する
- わからない

就職や復職先の職場では、病気は著しく悪化しますか

- 病気を悪化させることはない
- 病気が悪化してしまう
- 職場の理解や配慮があれば、病気を悪化させることはない
- その他 ( )

病気を悪化させないためには、どのような健康管理が必要ですか

職場に理解してほしいことや配慮してほしいことは何ですか

健康管理のために、あなたがしなければならないことは何ですか

あなたが事業主や産業医に相談または配慮してもらいたいことは

- 無理のない仕事への配置換え
- このままの仕事で、必要な配慮をすること
- 責任がより少ない（大きい）仕事への変更
- 就業の禁止や休職
- その他 ( )

\* 産業医とは、労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、専門的立場から指導・助言を行う医師のこと